

秋田県町村電算システム共同事業組合職員の  
サービスの宣誓に関する条例

平成25年4月1日  
条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓に関し、必要な事項を定めるものとする。

(サービスの宣誓)

第2条 新たに職員となった者は、管理者の面前において宣誓書（別記様式）に署名押印してからでなければ、その職務を行ってはならない。

(権限の委任)

第3条 この条例に定めるものを除くほか、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

宣 誓 書

私は、ここに日本国憲法を尊重し、地方自治の本旨に則り民主主義の精神を体し公務を能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

印